

保護者様

和光市立大和中学校
 校長 近藤 克代
 PTA会長 大家 宏之

埼玉県PTA安全互助会について（お知らせ）

陽春の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、学校ならびにPTA活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、大和中学校PTAでは埼玉県PTA安全互助会に加入しております。この制度はPTA会員等がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA会員等のおケガの共催制度と法律上の賠償責任等に対するお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

今後も生徒たちの安心・安全な学校生活のために活動してまいりますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

記

■補償内容

補償内容				
共 済 掛 金	傷 害 給 付	死亡共済金		250万円
		後遺障害共済金		10～200万円
		入院共済金		4,000円(1日目から)
		通 院 共 済 金	医師によるもの	
	既定の条件(※)を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師(接骨院・整骨院)によるもの		1,500円(1日目から)	
疾 病 給 付	死亡共済金		100万円	
負 担 金	賠 償 責 任 等	見舞金(審査会の審査による)		社会通念上妥当な範囲
		手術見舞金(審査会の審査による)		2～4万円まで

※既定の条件とは...1.柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。

2.通院期間が1か月を超える場合は1か月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

主な事例

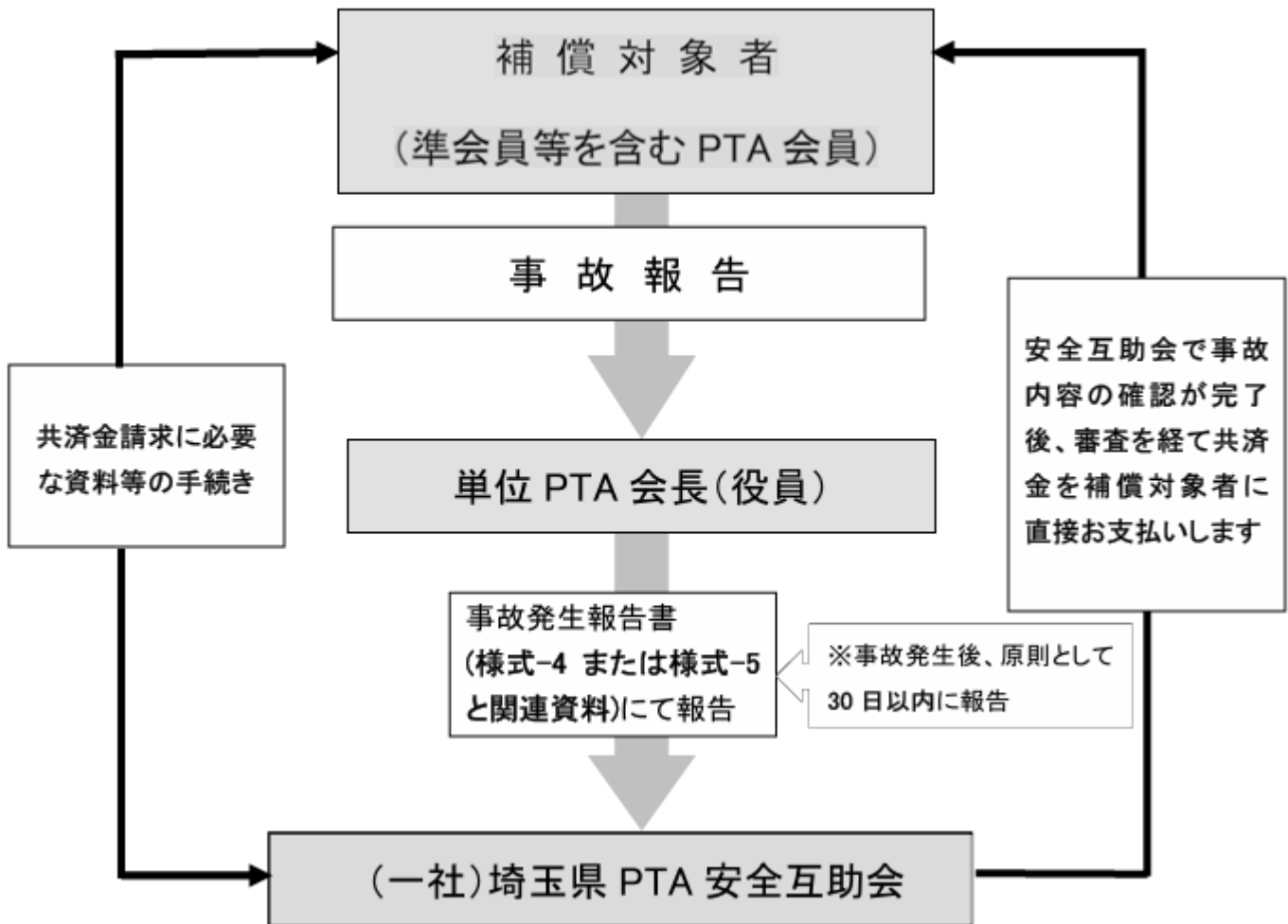
PTA 会議の帰りに転んでけがをした。足首をねん挫し、整形外科で診断を受け、その後接骨院に3回通院し完治、共済金の給付を受けた。

PTA 主催のスポーツ大会のバレーボールの練習中アキレスけん断裂し、病院へ通院、共済金の給付を受けた。



PTA 主催のバザー開催時、突風と大雨により緊急避難したが、テントが飛ばされ壊れてしまった。見舞金の給付を受けた。

■事故発生時の流れ



具体的な書類は事故発生時にご照会いたします。

以上